

2021年度

履修免除

(全 3 ページ)

問 題

	ページ
民事訴訟法 ……	1
刑事訴訟法 ……	2

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

民事訴訟法

I 以下の各問いについて、それぞれ100字以内で答えなさい。(20点)

- (1) 自由心証主義とは何か。
- (2) 当事者能力と当事者適格の違いは何か。

II 次の事案を読んで、下記の問いに答えなさい。(80点)

Xは、2018年8月20日から期間5年、賃料1か月10万円と定めて、自己の所有する甲建物をYに賃貸した(本件賃貸借契約)。Xは、Yが2019年8月から11月の4か月分の賃料の支払を怠ったことを理由に、支払を催告した上で、同年12月20日に本件賃貸借契約を解除する旨の意思表示をし、2020年1月20日に甲建物の明渡訴訟(第一訴訟)をYに対して提起した。この訴訟は同年6月20日に口頭弁論が終結し、7月30日言渡しの判決ではYの賃料不払について背信行為と認めるに足りない特段の事情があるとのYの抗弁が認められ、Xの請求が棄却され、第一審で確定した。

その後、Xは2020年12月1日に、Yが甲建物をAに無断転貸したことを理由とする解除に基づく明渡訴訟(第二訴訟)を提起し、解除の意思表示を記載した訴状は12月10日にYに送達された。

第二訴訟におけるXの解除の主張は、第一訴訟判決の既判力によって遮断されるか、下記の各場合について述べなさい。

小問1

YのAに対する無断転貸がなされたのが、2020年3月20日で、Xがその事実を知ったのもそのころだった場合

小問2

YのAに対する無断転貸がなされたのは、2020年3月20日だったが、Xがその事実を知ったのは2020年11月15日だった場合

刑事訴訟法

I 以下の(1)、(2)について、それぞれ100字以内で答えなさい。(20点)

- (1) 強制処分法定主義と令状主義の違いについて、説明しなさい。
- (2) 現行法上、捜査において強制採血を行うことは可能か否か、検討しなさい。

II 以下の【事例】を読み、[問い]に答えなさい。(80点)

【事例】

- (1) Xの自宅がある甲市付近で、令和元年3月から8月の間に、無施錠の自動車から現金等が盗まれる被害が11件発生した。捜査の結果、警察は、Xがこれら「車上狙い」の犯人であるとの疑いを抱いた。警察は、同年8月30日から9月3日までの間に、4回にわたり、警察官3、4名の態勢で、Xが徘徊する深夜に、張り込みや尾行などによる行動確認捜査を行った。それにより、Xが、午前3時30分頃に自宅を出て、徒歩又は自転車で付近を徘徊し、遅くとも午前6時30分頃までには帰宅すること、外出のさいに、自宅から百数十メートルの位置にあるスーパーマーケットの駐車場（以下、「本件駐車場」という）付近をよく通ること、本件駐車場の他人の自動車の中をしばしば覗き込んだりしていること、という行動が確認された。
- (2) その後、同年9月6日午前1時ころから、警察官らは、4名態勢で、本件駐車場において張り込みを行うとともに、本件駐車場に軽トラック（以下、「本件トラック」という）1台を駐車した。この本件トラックは、無人・無施錠であり、その助手席上には缶ビール6個の入った紙箱とパンが入ったビニール袋を置いていた。
- (3) 警察官らが張り込んでいたところ、同日午前3時30分頃、Xが自宅方面から徒歩で現れ、本件駐車場において本件トラックの車内を運転席側のドア越しに覗き込んだ。しかし、運転席側ドアを開けることなく、そのまま本件駐車場を出て自宅方面に立ち去った。同日午前6時25分頃、Xが自転車に乗って再び本件駐車場に現れ、本件トラックの運転席側ドアを開けて上半身を同車内に入れ、助手席にあったビールを両手で持ってそれを車外に持ち出した。Xがビールを持ち出したところで、

警察官らは、その場でXを窃盗の現行犯人として逮捕した。

[問い] 【事例】における警察官らの捜査活動について、具体的事実を摘示しつつ、適法か、違法か、論じなさい。